

平成20年度 一般会計補正予算 (第7号)

賛成全員
で可決

一般会計補正予算審査特別委員会委員長 森下昌次

【歳入歳出予算の補正】

予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,528万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ**64億3,241万8千円**とする。

歳入の主なもの

財政調整基金2億14万1千円、県道温泉線への消雪管移設に伴う県委託金300万円、財政調整基金他利子356万3千円など。

歳出の主なもの

国民健康保険事業繰出金766万円、介護保険事業費繰出金347万2千円、道路用地取得費(貝掛、穴沢1号線)1,271万円、旧湯沢高校土地・建物取得費1億7,400万円、小学校4校の耐震診断補強計画作成279万3千円、消・防雪施設移設300万円増など。

平成20年度 特別会計補正予算

平成20年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

賛成全員で可決

既定の歳入歳出予算に1,347万3千円を追加し、総額を10億6,819万7千円とするもの。後期高齢者医療の創設に伴い退職者医療制度が廃止されるが、65歳未満の人が65歳に達するまでは経過措置として会計は残る。その際、「退職」の医療給付費を「一般」のそれに移行の必要が生じるための付け替え。

また、保険給付費については11月までの支払い実績より今年度見込み額を1,147万6千円増額するもの。

平成20年度老人保健特別会計補正予算(第3号)

賛成全員で可決

歳入歳出それぞれ1,544万円を減額し、予算総額を8,444万9千円とするもの。今年度の見込み額が推測できる時期になったので、医療給付費を1,500万円減額するものが主な内容である。

平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

賛成全員で可決

厚生労働省の通達により、7割軽減該当者を8.5割軽減に変更したために生じた差額の補正である。また、保険基盤安定負担金が予想より少なかったため、371万2千円の減額補正を行うもの。

平成20年度介護保険特別会計補正予算(第2号)

賛成全員で可決

既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,768万4千円を追加し、総額を7億902万8千円とするもの。国県の負担金の交付決定に伴い、介護保険料299万6千円、国庫支出金636万8千円、支払い基金交付金他を1,832万円増額補正するもの。歳出の主なものは要介護認定者が昨年より9%(27人)増加していることから、居宅介護サービス給付費および施設介護サービス給付費等2,768万4千円を増額補正するもの。